

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 告示

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	五〇	○指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件	五二
○患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件	五〇	○指定居宅介護支援事業を廃止した旨届出があった件	五三
○地籍調査の成果について認証した件二件	五〇	○指定介護予防サービス事業者を指定した件	五三
○国土調査法による基本調査を実施する件	五一	○指定介護予防サービス事業を廃止した旨届出があった件	五三
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	五一	○障害者自立支援法による指定相談支援事業者を指定した件	五四
○指定居宅サービス事業者を指定した件	五一	○貸金業者の所在地を確知できない旨公告する件	五四
○指定居宅介護支援事業者を指定した件	五一	○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	五四
○指定介護老人福祉施設を指定した件	五一	○一般競争入札を行う件三件	五五
		○公共測量の実施について通知があった件	五七
		○砂利採取業務主任者試験を実施する件	五七
		正 誤	
		○平成二十年九月五日付け定例第二千十一号中	五九

## 告 示

### 福島県告示第六百三十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年九月十六日から同年十月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年九月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

年九月十六日から同年十月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年九月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
A X C (アックス) 福島市栄町十一番二十五号

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第六百三十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十年九月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見群数	発見の場所	発見年月日	摘要
腐蛆病	みつば	患畜	一群	郡山市	平成二〇年九月三日	自衛殺

(畜産課)

### 福島県告示第六百三十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、須賀川市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十年九月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 調査を行った者の名称  
須賀川市
  - 二 成果の名称  
須賀川市守屋の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿
- (農村計画課)

### 福島県告示第六百三十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、いわき市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十年九月十六日

一 調査を行った者の名称

いわき市

二 成果の名称

いわき市三和町渡戸の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県告示第六百三十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第二条第一項第二号に規定する基本調査を次のとおり実施する。

平成二十年九月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 国土調査として指定された年月日

平成二十年八月二十五日

二 調査を実施する者の名称

福島県

三 調査地域

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第二十七条第二項の規定により国土交通大臣の刊行した五万分の一の地形図のうち小林(福島県の区域に限る。)の図幅内の地域

四 調査期間

平成二十年九月十六日から平成二十一年三月三十一日まで

(農村計画課)

公 告

公告第四百八十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年九月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十年九月八日

二 名称

特定非営利活動法人ひまわりの家

三 代表者の氏名

般若 よし子

四 主たる事務所の所在地

福島県相馬市中村字新町百九十一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者・高齢者等に対して、地域生活と就労を進め自立した生活を支援することに関する事業を行い、障害者・高齢者等が人間らしく生きる権利の確保と地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四百八十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十年九月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定年月日	サービスの種類
訪問介護事業所おと	郡山市富田町字向館四〇メゾン富田三号	株式会社ほくせい	福島県郡山市富田町字向館四〇	平成二〇年九月一日	訪問介護
ベルハウスヘルパーステーション	喜多方市押切南二七九	株式会社ウエルリンク	同 県会津若松市神指町黒川字芦野甲八七〇	同	同
ケアールーム輝き	いわき市平下神谷字後原一六一	株式会社ケアールームあしすと	同 県いわき市平北白土字木ノ下五	同	通所介護
医療生協わかば	喜多方市押切東一三三	会津医療生活協同組合	同 県会津若松市東千石一三三	同	同
シルバールジデンス孔	いわき市平上片寄字上ノ内	株式会社孔輪閣	同 県いわき市平上片寄字	同	短期入所生活介護



さくら・介護ステーション須賀川中央	須賀川市南上町一五八一	有限会社ベアフィールド	同 須賀川市和田道六〇一四	平成二〇年六月三〇日	訪問介護
					六二
					字宿頭六二

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四百八十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から、次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十年九月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
さくら支援ステーション須賀川中央	須賀川市南上町一五八一	有限会社ベアフィールド	福島県須賀川市和田道六〇一四	平成二〇年七月二〇日

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四百八十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十年九月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定年月日	サービスの種類
訪問介護事業所おとお	郡山市富田町字向館四〇メ	株式会社ほくせい	福島県郡山市富田町字向館	平成二〇年九月一日	介護予防

特別養護老人ホーム孝の郷指定短期入所生活介護事業所	伊達市霊山町掛田字明正寺二一	社会福祉法人篤心会	同 須賀川市和田字杏掛四八一	同	同
シヨートステイ塩屋崎	同 市平豊間字合磯一四	浜通り医療生活協同組合	同 市小名浜岡小名字山ノ神四〇	同	同
シルバールレジデンス孔輪閣	いわき市平上片寄字上ノ内一七五	株式会社孔輪閣	福島県いわき市平上片寄字上ノ内一七五	同	介護予防短期入所生活介護
ニチイのきらめき福島大森	福島市大森伯父母内二一三	株式会社ニチイのきらめき	東京都千代田区神田駿河台二一九	同	介護予防特定施設入居者生活介護
医療生協わかば	喜多方市押切東一三三	会津医療生活協同組合	同 県会津若松市東千石一三	同	同
ケアールム輝き	いわき市平下神谷字後原一六一	株式会社ケアールムあしすと	同 県いわき市平北白土字木ノ下五	同	介護予防通所介護
ベルハウスヘルパーステーション	喜多方市押切南二七九	株式会社ヴェルリンク	同 県会津若松市神指町黒川字芦野甲八七〇	同	同
り	ゾン富田三号		四〇		

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四百八十七号



平成二十年九月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称  
二本松市土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 大内 勝也 二本松市新生町一四三番地

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 橋本 正一 二本松市鈴石東町一丁目三六七番地

(農村計画課)

公告第四百九十一号

登記事務業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年九月十六日

福島県会津若松建設事務所長 原 利 弘

一 入札に付する事項

1 件名及び数量 登記事務業務委託 一式

2 業務の様式等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十年十月九日から平成二十年十二月七日まで(六十日間)

4 履行場所 入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 次のア及びイに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。

ア 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人にあっては、福島県土地家屋調査士会の会員であること。

イ 社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会にあっては、社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

3 平成十八年度及び平成十九年度において、それぞれ調査及び測量を伴う登記事務

の実績が十件以上ある者であること。

4 補助者がいる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2から4までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより

提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

1 提出期間 平成二十年九月十六日(火)から同月二十九日(月)まで(土曜日、日曜日及び同月二十三日(火)を除く。)の午前九時から午後五時まで

2 提出場所 郵便番号九六五―八五〇一 福島県会津若松市追手町七番五号

福島県会津若松建設事務所総務部総務課

電話番号〇二四二―二九一五四一〇

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法によるものとし、平成二十年九月二十九日(月)午後五時まで必着とする。

4 契約条項等を示す場所等

1 契約条項等を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる場所と同じ。

2 入札及び開札の日時 平成二十年十月八日(水)午後一時十五分

3 入札及び開札の場所 福島県会津若松合同庁舎新館二階大会議室(福島県会津若松市追手町七番五号)

4 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項第一号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県会津若松建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

(総務部)

#### 公告第四百九十二号

不動産鑑定評価業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年九月十六日

福島県いわき建設事務所長 佐藤 國 裕

#### 一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 不動産鑑定評価業務 一式
  - 2 業務の様式等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 平成二十年十月九日(木)から同年十一月七日(金)まで(三十日間)
  - 4 履行場所 いわき市遠野町根岸字下根岸地内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の承認を受けた者であること。

- 1 施行令第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 次のア又はイの条件を満たす不動産鑑定業者を営む者であること。
  - ア 福島県知事の登録を受けている者であること。
  - イ 国土交通大臣の登録を受けている者であつて福島県内に主たる事務所を有するものであること。

#### 三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

- 1 提出期間 平成二十年九月十六日(火)から同月二十九日(月)まで(土曜日、日曜日及び同月二十三日(火)を除く。)の午前九時から午後五時まで

#### 2 提出場所 郵便番号九七〇一八〇二六

福島県いわき市平字梅本十五番地

福島県いわき建設事務所総務部総務課

電話番号〇二四六―二四一六一〇七

- 3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成二十年九月二十九日(月)午後五時まで必着とする。

#### 四 契約条項等を示す場所等

- 1 契約条項等を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる場所に同じ。

- 2 入札及び開札の日時 平成二十年十月八日(水)午後一時三十分
- 3 入札及び開札の場所 福島県いわき合同庁舎四階大会議室(福島県いわき市平字梅本十五番地)
- 4 その他 郵便による入札は、不可とする。

#### 五 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県いわき建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 八 その他

- 1 入札方法 落札者の決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 3 契約書作成の要否 要

- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

(総務部)

#### 公告第四百九十三号

不動産鑑定評価業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年九月十六日

福島県いわき建設事務所長 佐藤 國 裕

#### 一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 不動産鑑定評価業務 一式

- 2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十年十月九日(木)から同年十一月七日(金)まで(二十日間)
- 4 履行場所 いわき市常磐下湯長谷町地内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 次のア又はイの条件を満たす不動産鑑定業を営む者であること。  
ア 福島県知事の登録を受けている者であること。  
イ 国土交通大臣の登録を受けている者であつて福島県内に主たる事務所を有するものであること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

- 1 提出期間 平成二十年九月十六日(火)から同月二十九日(月)まで(土曜日、日曜日及び同月二十三日(火)を除く。)の午前九時から午後五時まで
- 2 提出場所 郵便番号九七〇―八〇二六  
福島県いわき市平字梅本十五番地  
福島県いわき建設事務所総務部総務課  
電話番号〇二四六―二四一六一〇七

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成二十年九月二十九日(月)午後五時まで必着とする。

四 契約条項等を示す場所等  
1 契約条項等を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる場所に同じ。

- 2 入札及び開札の日時 平成二十年十月八日(水)午後一時四十五分
- 3 入札及び開札の場所 福島県いわき合同庁舎四階大会議室(福島県いわき市平字梅本十五番地)

4 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金  
1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出し

た書類に關し、福島県いわき建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

- 1 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

(総務部)

公告第四百九十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量の実施について、平成二十年九月三日付け二本松市長から次のとおり通知があつた。

平成二十年九月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 二本松市全域
- 二 測量期間 平成二十年八月七日から同年十一月二十八日まで
- 三 作業の種類 公共測量(空中写真測量)

(技術管理課建設産業室)

公告第四百九十五号

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十年九月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 試験日時 平成二十年十一月十四日(金)午前十時から正午まで
- 二 試験場所 福島県庁本庁舎五階正庁(福島県福島市杉妻町二番十六号)

三 受験願書の提出期間 平成二十年十月一日から同月二十日まで(郵送による場合は、同月二十日までの消

印があるものを有効とする。）

四 受験手数料

受験手数料は、七千六百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書の所定の欄にはって納入すること（消印はしないこと）。

五 その他

受験願書等の用紙は、福島県土木部技術管理課建設産業室及び福島県建設事務所（あぶくま高原自動車道建設事務所、相馬港湾建設事務所、小名浜港湾建設事務所、県北流域下水道建設事務所及び県中流域下水道建設事務所を除く。以下同じ。）で配布し、受付は、福島県土木部技術管理課建設産業室で行う。なお、詳細については、福島県土木部技術管理課建設産業室又は福島県建設事務所にお問い合わせること。  
（技術管理課建設産業室）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十年九月五日付け定例第二千十一号中

五七七	上	後ろか ら一四	県道会津若松熱塩温泉自動 車道	県道会津若松熱塩温泉自動 車道
-----	---	------------	--------------------	--------------------